

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年八月九日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

県道新山府中線改築工事（広島県福山市新市町大字宮内地内）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在地	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
福山市新市町大字宮内	八一三番	宅地	宅地	一六三三・一五	一六四七・四一	一一五・一二

四 土地所有者の氏名及び住所

持分二四〇分の一〇 所有者不明
ただし

宮本通子

Kildedal en 13 3400 Hillerød, Denmark

橋本久喜

広島県福山市新市町大字宮内六六三番地

大元五壽生

広島県福山市新市町大字宮内六七八番地

瀧安尊

広島県福山市新市町大字新市一二九一番地

追林和子

広島県福山市新市町大字宮内四四四番地

佐々木一

広島県福山市新市町大字宮内四八一番地

廣本忠彦

広島県福山市新市町大字宮内三五四八番地

藤岡一雄

広島県福山市新市町大字宮内六九六番地

山本悦登

広島県福山市駅家町大字万能倉一〇八七番地一
森田俊男

広島県福山市新市町大字宮内六七四番地二

桑田輝彦

広島県福山市新市町大字宮内四一四番地

の一一名の全部又は一部の者（各人の持分は不明）

又は

橋本久喜

広島県福山市新市町大字宮内六六三番地

大元五壽生

広島県福山市新市町大字宮内六七八番地一

瀧安尊

広島県福山市新市町大字新市一二九一番地一

追林和子

広島県福山市新市町大字宮内四四四番地一

佐々木一

広島県福山市新市町大字宮内四八一番地一

廣本忠彦

広島県福山市新市町大字宮内三五四八番地一

藤岡一雄

広島県福山市新市町大字宮内六九六番地一

山本悦登

広島県福山市駅家町大字万能倉一〇八七番地一

森田俊男

広島県福山市新市町大字宮内六七四番地二

桑田輝彦

広島県福山市新市町大字宮内四一四番地

の一一〇名（各人の持分は二四〇分の一一）

ただし登記名義人は宮本一郎

持分二四〇分の一一〇所有者不明

ただし亡河上寅雄（相続人は不確定ただし

河上幸子

広島県福山市新市町大字新市六七八番地

井田清子

東京都町田市鶴川四丁目一〇番地一二

河上健一

広島県福山市多治米町四丁目一五番六号

河上秀雄

神奈川県川崎市宮前区有馬四丁目一四番七号

祐定美枝子

東京都練馬区石神井台七丁目二五番二号

河上博郎

大阪府茨木市南春日丘七丁目四番三五号

の六名の全部又は一部の者（各人の持分は不明）

又は

橋本久喜

広島県福山市新市町大字宮内六六三番地

大元五壽生

広島県福山市新市町大字宮内六七八番地一

瀧安尊

広島県福山市新市町大字新市一二九一番地一

追林和子

広島県福山市新市町大字宮内四四四番地一

佐々木一

広島県福山市新市町大字宮内四八一番地一

廣本忠彦

広島県福山市新市町大字宮内三五四八番地一

藤岡一雄

広島県福山市新市町大字宮内六九六番地一

山本悦登

広島県福山市駅家町大字方能倉一〇八七番地一

森田俊男

広島県福山市新市町大字宮内六七四番地二

桑田輝彦

広島県福山市新市町大字宮内四一四番地

の一〇名（各人の持分は二四〇分の一）

ただし登記名義人は河上寅雄

持分二四〇分の一〇所有者不明

ただし亡山本茂人（相続人は不確定ただし

山本清子

山口県岩国市山手町三丁目六〇番一―二〇七号
山根君子

山口県岩国市山手町三丁目六〇番一―二〇七号

の二名の全部又は一部の者(各人の持分は不明)

又は

橋本久喜

広島県福山市新市町大字宮内六六三番地

大元五壽生

広島県福山市新市町大字宮内六七八番地一

瀧安尊

広島県福山市新市町大字新市一―二九一番地一

追林和子

広島県福山市新市町大字宮内四四四番地一

佐々木一

広島県福山市新市町大字宮内四八一―番地一

廣本忠彦

広島県福山市新市町大字宮内三五四八番地一

藤岡一雄

広島県福山市新市町大字宮内六九六番地一

山本悦登

広島県福山市駅家町大字万能倉一〇八七番地一

森田俊男

広島県福山市新市町大字宮内六七四番地二

桑田輝彦

広島県福山市新市町大字宮内四一四番地

の一〇名(各人の持分は二四〇分の一)

ただし登記名義人は山本茂人

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手續開始を決定した日

平成十九年七月二十四日